

菊池、旭志、七城総合支所管内し尿収集日程表 (平成20年4月1日から適用)

下水道事業などの進捗による収集件数の縮小、収集ルート効率化を向上させるため下表のとおり変更します。

し尿収集は、「し尿収集日程表」に従って、月に1回のし尿収集を計画的に行う定期収集が原則となっています。

※土日、祝祭日などにより、2～3日汲み取り予定日が前後することがあります。

収集事業所 (有) 旭衛生舎 ☎(24) 2181

問い合わせ先 環境課廃棄物対策係、各総合支所民生課

●1号車

期間(毎月)	収集地区
1日～8日	杉生、伊野、木護、鉾の甲、柏、立門、永山、戸城、古川、生味、木佐木、滝黒仁田、金峰、伊倉、篠倉、道園、茂藤里、菊池平野、大柿
8日～13日	堀切、稗方、遊蛇口、玉祥寺、袈裟尾、切明、立石、北原
13日～18日	伊牟田、日生野、原細長、鍋倉、菊池佐野、上木庭、下木庭
18日～26日	北宮、大琳寺、深川、村田、上長田、下長田、大塚、南古閑、北古閑、辻、上西寺、中西寺、下西寺、東原、野間口、神来
26日～29日	七城総合支所管内(山崎、上水次、下水次、岡田、流川、辺田、荒牧、高田、台、瀬戸口、甲佐町、菰入、戸田島、七城田中、本村、加恵、五海、西郷、羽根木、蟹穴、間所、新古閑、清水、宮園、岩瀬、前川、板井、梶迫、林原、元村、新村、打越、内島、小野崎、七城松島、上橋田、下橋田、大尺)

●2号車

期間(毎月)	収集地区
1日～8日	穴川、鳳来、染土、寺小野、龍門1、長野、雪野、小木、七坪、西迫間、東迫間、中野瀬、市野瀬、太田、戸豊水
8日～13日	高野瀬、横町、立町、上町、中央通、栄町、正院町、下町、中町、迎町、東正観寺、西正観寺、築地、亘、片角
13日～15日	今、上赤星、下赤星、甲森北、乙森北、上古閑
15日～22日	旭志総合支所管内(小原、高柳、湯舟、北桜ヶ水、南桜ヶ水、平、小川、姫井、九の峰、楠原、岩本、伊萩、妻越、津留、高永、大迫、伊坂、川上、川下、出分、川辺南、尾足、片川瀬)
22日～27日	岩平、長六、下組、塚原、神鶴、菊池松島、日向、柿木平、中原、藤田
27日～29日	広瀬、上出田、下出田、植古閑、木柑子、花房台、富の原北(泗水)

多重債務に関する相談窓口が 4月から商工観光課へ変わります

昨年11月から菊池市役所総務課に設けた多重債務に関する相談窓口が、平成20年4月から商工観光課へ変わります。

借金返済のために、また借金を繰り返し、気が付くと多数のサラ金、ヤミ金などの金融業者から多額の借金を抱えてしまった……。これを「多重債務」と言います。

厳しい取り立てや多重債務を苦しめて、自殺や家出、夜逃げをしている人も少なくありません。どんなに多額の借金を抱えていても、必ず解決の方法はあります。一人で悩まず、まずご相談ください。

「相談してよかった」と言われるよう努めていきますので、多重債務でお困りの人は、お気軽にご相談ください。職員が、弁護士や司法書士などの専門家と一緒に、債務問題のお手伝いをします。

問い合わせ先 商工観光課商工労政係

**スキルが活きる
若者のための職業訓練**

独立行政法人 雇用・能力開発機構熊本センターでは、早期安定就労を必要とする若年者を対象に、民間教育機関(専門学校など)に職業訓練を委託し、これから就職しようとしている職業に必要な知識・技能を習得できるように応援しています。

今回は、委託訓練5月生「エンジニア育成科」を募集しています。

申込資格 概ね35歳未満の人で、ハローワーク(公共職業安定所)に求職申し込みをしている離職者。

申込受付 最寄りのハローワー

くで職業相談の上、受講申し込みをしてください。後日、受講の可否結果を郵送します。

申込受付期間 定員になり次第締め切り(4月末日まで)

※土・日・祝祭日は除く。

定員 20人

訓練会場 トレジャーオブテクノロジー株式会社(テクノリサーチパーク内)

訓練期間 5月8日(木)～5月29日(月)

必要経費 入学金、受講料は無料。教科書などの諸経費は自己負担。

問い合わせ先 独立行政法人 雇用・能力開発機構熊本センター委託訓練係

☎096(242)0394

「お買い物にはマイバッグ」好評です♪

平成17年に市職員の野中英樹さん(本庁下水道課)が制作し、市へ提供された菊池市マイバッグ・キャンペーンのテーマソング「お買い物にはマイバッグ」が、とても好評を得ています。制作から2年が過ぎ、野中英樹さんファミリーによる「マイバッグ音楽隊」は、マイバッグ推進のため多くのイベントでライブを行っています。



「お買い物にはマイバッグ」のCD(上) 昨年の菊池管内環境フェアで歌を披露する野中英樹親子(左)

出演先は様々で、地元の祭り

やイベント、テレビ、ラジオなどへのゲスト出演など、幅広くボランティアで活動しています。また、制作当初、CDを市内の各幼稚園・保育園・小学校・関係機関に配布したほか、いくつもの団体から依頼を受けて配布しています。

地球温暖化による環境の変化が目に見えて分かる今、皆さんもできることから始めましょう。中でもマイバッグは身近で簡単に取り組みです。

皆さんもマイバッグを持って買い物に行きましょう!

この「お買い物にはマイバッグ」は、市のホームページからダウンロードすることができま

ごみの野外焼却は禁止されています!

最近、家の近くでゴミを燃やして臭いがするとの苦情が市に寄せられています。ゴミを焼却することは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

国の基準を満たさない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積みなどで焼却することも禁止され

お問い合わせ先

環境課環境政策係

ています。

また、例外とされている軽微な焼却であっても、周辺の皆さんに「悪臭がする」、「目にしみる」、「のどが痛い」、「洗濯物が汚れる」、「火の粉が飛んで危ない」などの被害を及ぼすことがありますので、できるかぎり焼却をせず、一人ひとりがごみの分別・資源化・減量化に努め、決められた収集日に出してください。

罰則

法律に違反して焼却した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は1億円)以下の罰金、又はその併科に処せられます。

焼却禁止の例外

- 国または地方公共団体がその施設管理のために必要な場合
 - 震災等の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な場合
 - 風俗慣習上または宗教上の仕事をを行うために必要な場合
 - 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない場合(稲わらを燃やすなど)
- 問い合わせ先** 環境課廃棄物対策係、各総合支所民生課衛生福祉係

平成20年度 土地価格等縦覧簿・家 屋価格等縦覧簿(縦覧 帳簿)の縦覧

4月1日(火)から
6月2日(月)まで

納税者の皆さんが固定資産税を信頼していただくことを目的として、情報開示が拡充されています。

4月1日(火)から6月2日(月)まで、新たに作成される平成20年度菊池市縦覧帳簿の土地・家屋の価格を納税者の皆さんが縦覧できます。

縦覧帳簿を縦覧できる人

- 土地または家屋の納税者
- 納税者の同居親族
- 納税管理人・委任状持参の代理人

○賦課期日以後の新所有者

※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の納税者は土地・家屋両方の縦覧帳簿の縦覧ができます。ただし、その資産が免税点の場合には縦覧できません。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳(土地・家屋等)に登録されている価格などの事項は、平成20年度の固定資産税の課税の基礎になるため、

関係者は縦覧期間内にこの内容を閲覧できます。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定した価格や課税標準額は、菊池市固定資産課税台帳に登録されます。

閲覧できる関係者とは、納税義務者である本人、または同居の親族および納税管理人です。代理で閲覧する場合は、委任状が必要です。

縦覧・閲覧期間

4月1日(火)～6月2日(月) 午前8時30分～午後5時

※土・日・祝祭日の閉庁日を除く

持参するもの

納税通知書または、課税明細書・印かん・本人確認用の免許証・委任状など(縦覧する人によって異なりますので詳細は、お問い合わせください)。

※縦覧期間中の閲覧・縦覧手数料は無料ですが、課税台帳の写しが必要な場合は有料(一件につき300円)です。

縦覧・閲覧場所および問い合わせ先

税務課固定資産課税係、各総合支所税務係